

第1章～第9章省略

第1章～第8章省略

第10章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化の防止等に関する責務)

第142条 横浜市は、地球温暖化（人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。以下同じ。）の防止等のため、温室効果ガス排出の抑制及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）第2条第2項に規定する気候変動適応に関する取組を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定し、公表するものとする。

- 2 市民は、前項の計画に定めるところにより、日常生活における温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業活動を行うに当たり、第1項の計画に定めるところにより、事業内容、事業所の形態等に応じ、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - (1) 燃料の燃焼の合理化を図ること。
 - (2) 加熱、冷却、伝導等の合理化を図るとともに、放射、伝導等による熱の損失を防止すること。
 - (3) 廃熱の回収利用を行うこと。
 - (4) 温室効果ガスを排出する設備の効率的な使用を行うこと。

(温室効果ガスの排出の抑制に関する指針)

第143条 市長は、事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制に係る取組を支援するため、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の作成等)

第144条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるもの（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他地球温暖化を防止する対策に関する事項を定めた計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を、前条の指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画を提出したとき、及び前項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表しなければならない。
- 4 市長は、地球温暖化対策事業者から地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は第2項の規定により地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告がされたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。
- 5 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、地球温暖化を防止する対策の実施に関する協力

第9章 地球環境の保全

第1節 温室効果ガスの排出の抑制等

(地球温暖化対策計画の作成等)

第89条 条例第144条第1項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第2条第2項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの（次号に該当するものを除く。）
- (2) 連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第19条第1項に規定する連鎖化事業者をいう。以下同じ。）であって、当該連鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業（同項に規定する連鎖化事業をいう。以下同じ。）に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの
- (3) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをい

を求めることができる。

- う。)以外の自動車であつて、市内に使用する本抛の位置を有するものに限る。)の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの
- 2 前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度又は前々年度において同項に規定する温室効果ガスの排出の量が相当程度多い者で規則で定めるものに該当することにより地球温暖化対策計画を作成した者は、同項第1号若しくは第2号に規定する原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル未満となり、又は同項第3号に規定する前年度の末日における使用台数が100台未満となった場合においても、次項に規定する計画期間内に限り、地球温暖化対策事業者とみなす。ただし、事業の廃止その他の事由により地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化を防止する対策を継続することが困難であると認められる者は、この限りでない。
 - 3 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度から3年度ごとを計画期間として作成するものとする。
 - 4 条例第144条第1項の規定による地球温暖化対策計画の提出は、前項の計画期間の初年度の7月末日までに行うものとする。
 - 5 条例第144条第2項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告は、毎年度、前年度分について、7月末日までに行うものとする。
 - 6 条例第144条第3項の規定による公表は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書面を地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。ただし、当該事項に公にすることにより地球温暖化対策事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項が含まれる場合においては、それらの事項については公表することを要しない。
 - (1) 地球温暖化対策計画に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - ウ 温室効果ガスの排出の状況
 - エ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標
 - オ その他市長が必要と認める事項
 - (2) 地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表 次に掲げる事項
 - ア 地球温暖化対策事業者の概要
 - イ 地球温暖化を防止する対策を実施した年度
 - ウ 地球温暖化対策計画の計画期間
 - エ 温室効果ガスの排出の状況
 - オ 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況
 - カ その他市長が必要と認める事項
 - 7 条例第144条第3項の規定による地球温暖化対策計画に係る公表は、当該計画の計画期間の満了する日まで行うものとする。
 - 8 条例第144条第3項の規定による地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告に係る公表は、当該報告の日から起算して90日を経過する日まで行うものとする。

(地球温暖化対策計画の評価及び表彰)

第 144 条の 2 市長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による計画又は報告の提出があったときは、その内容について、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を地球温暖化対策事業者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による評価において、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める地球温暖化対策事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。

4 市長は、前条第 2 項の規定による報告に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める地球温暖化対策事業者について、表彰することができる。

(非該当の届出)

第 144 条の 3 地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の提出等)

第 144 条の 4 地球温暖化対策事業者以外の事業者は、第 143 条の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針に基づき、地球温暖化対策計画を作成し、市長に提出することができる。

2 前項の事業者は、地球温暖化対策計画に基づき、地球温暖化を防止する対策を実施し、その状況を市長に報告することができる。

3 第 144 条第 4 項及び第 144 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により提出された地球温暖化対策計画及び前項の規定によりなされた報告について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

(温室効果ガスの排出の抑制に係る指導及び勧告)

第 145 条 市長は、地球温暖化対策計画を作成し、及び実施しようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、地球温暖化対策事業者が、地球温暖化対策計画の提出をしなかったとき、第 144 条第 2 項の規定による報

9 第 6 項の規定は、条例第 144 条第 4 項の規定による公表について準用する。この場合において、第 6 項中「地球温暖化対策事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策計画の評価の通知等)

第 89 条の 2 条例第 144 条の 2 第 2 項の規定による評価の内容の通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 地球温暖化対策事業者の名称
- (2) 地球温暖化対策事業者の所在地
- (3) 条例第 144 条の 2 第 1 項の規定による評価の結果
- (4) その他市長が必要と認める事項

(非該当の届出)

第 89 条の 3 条例第 144 条の 3 の規定による届出は、第 89 条第 3 項に規定する計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった場合において、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

(地球温暖化対策事業者以外の事業者による地球温暖化対策計画の公表等)

第 89 条の 4 第 89 条第 9 項において読み替えて準用する同条第 6 項及び第 89 条の 2 の規定は、条例第 144 条の 4 第 3 項において読み替えて準用する条例第 144 条第 4 項及び条例第 144 条の 2 の規定の適用について準用する。この場合において、これらの規定中「地球温暖化対策事業者」とあるのは、「地球温暖化対策事業者以外の事業者」と読み替えるものとする。

告をしなかったとき、又は同条第3項の規定による公表をしなかったときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第2節 削除
第146条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入
(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第146条の2 規則で定める建築物の建築をしようとする者は、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱その他規則で定めるエネルギーをいう。以下同じ。）の導入を検討し、規則で定めるところにより、その検討の結果を市長に報告しなければならない。

(住宅を展示する者の責務)

第146条の3 規則で定める方法により住宅を展示する者は、再生可能エネルギーの導入に関する情報の提供に努めなければならない。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第146条の4 市長は、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対し、地球温暖化を防止する対策を推進するため、市内に供給するエネルギーに関する情報の提供を求めることができる。

第4節 低炭素電気の普及の促進
(事業者の責務)

第146条の5 事業者は、事業活動を行うに当たり、低炭素電気（地球温暖化対策上望ましい効果を有する手段を活用して発電又は調達等された規則で定める電気をいう。以下同じ。）の調達又は供給に努めなければならない。

(低炭素電気の普及の促進に関する指針)

第146条の6 市長は、事業者が実施する低炭素電気の調達又は供給に係る取組を支援するため、低炭素電気の普及の促進に関する指針を定め、これを公表するものとする。

第2節 削除
第90条 削除

第3節 再生可能エネルギーの導入
(再生可能エネルギーの導入の検討及び報告)

第90条の2 条例第146条の2に規定する規則で定める建築物は、床面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートル以上である建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条第3号に規定する建築物を除く。）とする。

2 条例第146条の2に規定する規則で定めるエネルギーは、風力、水力、地熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（以下「化石燃料等」という。）を除く。）をいう。）を熱源とする熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。）とする。

3 条例第146条の2の規定による報告は、当該建築物について建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する計画の通知をする予定の日の21日前までに行うものとする。

(住宅を展示する者の責務)

第90条の3 条例第146条の3に規定する規則で定める方法は、自ら管理運営する展示場において共同住宅以外の住宅の供給を業とする複数の者に建築物を建築させることにより展示する方法とする。

(エネルギー供給事業者による情報の提供)

第90条の4 条例第146条の4に規定する規則で定めるエネルギーの供給を行う者は、次に掲げる者とする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者
- (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第11項に規定するガス事業者
- (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第5項に規定する石油精製業者及び同条第7項に規定する特定石油販売業者

第4節 低炭素電気の普及の促進
(低炭素電気)

第90条の5 条例第146条の5に規定する規則で定める電気は、次に掲げる電気を主に含む電気とする。

- (1) 再生可能エネルギーにより得られる電気（発電に伴い二酸化炭素が排出されない電気であることの付加価値を有すると市長が認めるものに限る。）
- (2) 工場等で発生する排熱その他これに類するものと市長が認めるエネルギーにより得られる電気
- (3) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第146条の7 市内に電気を供給している小売電気事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。)(以下「特定電気供給事業者」という。)は、規則で定めるところにより、電気の供給に伴い排出される温室効果ガスの抑制その他低炭素電気の普及の促進に係る措置に関する事項を定めた計画(以下「低炭素電気普及促進計画」という。)を、前条の指針を参酌して作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画に基づき、低炭素電気の普及を促進する措置を実施するとともに、規則で定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。
- 3 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を提出したとき、及び前項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況を報告したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するよう努めなければならない。
- 4 市長は、特定電気供給事業者から低炭素電気普及促進計画が提出されたとき、又は第2項の規定により低炭素電気の普及を促進する措置の実施の状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を公表するものとする。

(非該当の届出)

第146条の8 特定電気供給事業者に該当しなくなった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届出なければならない。

(低炭素電気の普及の促進に係る指導及び勧告)

第146条の9 市長は、特定電気供給事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、特定電気供給事業者が、低炭素電気普及促進計画を提出しなかったとき、又は第146条の7第2項の規定による報告をしなかったときは、当該特定電気供給事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第11章～第13章省略

第14章 雑則

(報告の徴収)

第151条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、報告を求めることができる。
(協力の要請)

の算定に関する省令(平成18年経済産業省令、環境省令第3号)第2条第4項に規定する係数の算出に用いることができる温室効果ガスの削減量により発電に伴い排出される温室効果ガスの量を削減したとみなされる電気

- (4) その他前3号に掲げる電気に類するものと市長が認める電気

(低炭素電気普及促進計画の作成等)

第90条の6 特定電気供給事業者は、低炭素電気普及促進計画を毎年度作成し、8月末までに提出するものとする。ただし、当該年度の8月以降に特定電気供給事業者に該当することとなった者は、その翌年度から作成するものとする。

2 条例第146条の7第2項の規定による実施の状況の報告は、その翌年度における低炭素電気普及促進計画の提出と同時にを行うものとする。

3 条例第146条の7第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を記載した書面を特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又はインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

- (1) 低炭素電気の普及の促進のための基本方針及び推進体制
- (2) 電気の供給に伴い排出される1キロワット時当たりの二酸化炭素の量及びその抑制のための計画
- (3) 販売のために調達した電気量及び条例第146条の6に規定する指針に定める区分に応じた当該電気量の内訳
- (4) その他市長が必要と認める事項

4 前項の規定は、条例第146条の7第4項の規定による公表について準用する。この場合において、前項中「特定電気供給事業者の事業所において容易に閲覧できるよう場所、時間等に配慮して備え置き、又は」とあるのは、「環境創造局環境保全部環境管理課に備え置くことのほか、」と読み替えるものとする。

(非該当の届出)

第90条の7 条例第146条の8の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 事業者の名称
- (2) 事業者の所在地
- (3) 特定電気供給事業者に該当しなくなった理由
- (4) その他市長が必要と認める事項

第10章～第11章省略

第12章 雑則

(身分証明書)

第93条 条例第154条第2項の規定による証明書は、身分証明書(第34号様式)とする。

第 152 条 市長は、環境の保全上必要があると認めるときは、国の関係機関の長、関係地方公共団体その他の諸団体の長、事業者又は関係人に対し、必要な措置をとるよう協力を要請するものとする。

(情報提供の要請)

第 153 条 市長は、事業者又は市民の環境の保全に関する取組に資するため、事業者又は関係人に対し、環境の保全に関する情報で事業者又は関係人が保有するものを、市長に提出するよう要請することができる。

(立入検査)

第 154 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所その他の場所に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 事業所において発生する排煙を大気中に排出する事業者又は排水を排出する事業者は、排煙量等又は排水の汚染状態を測定するための試料を採取するために必要な設備を設ける等により第 1 項の立入検査に協力しなければならない。

第 155 条 削除

(勧告に従わなかった者の公表)

第 156 条 市長は、第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 50 条第 2 項、第 60 条第 3 項、第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項、第 68 条第 2 項、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項 (同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 70 条の 4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項、第 75 条第 5 項、第 85 条第 2 項、第 91 条第 2 項、第 98 条第 2 項、第 104 条第 2 項、第 110 条第 2 項、第 116 条第 2 項、第 123 条第 2 項、第 134 条、第 140 条、第 141 条の 13、第 145 条第 2 項又は第 146 条の 9 第 2 項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(横浜市環境創造審議会の意見の聴取)

第 157 条 市長は、指定事業所の指定、規制基準の設定その他この条例の施行に関し基本的な事項を定めようとするときは、横浜市環境創造審議会条例 (平成 6 年 6 月横浜市条例第 19 号) に基づく横浜市環境創造審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 158 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 94 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境創造局長、資源循環局長又は建築局長が定める。

横浜市生活環境の保全等に関する条例

附則（平成 26 年 6 月条例第 37 号）まで省略

附則（平成30年12月条例第75号）

（施行期日）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成31年 2 月条例第 9 号）省略

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則

附則（平成 27 年 10 月規則第 80 号）まで省略

附則（平成 31 年 3 月規則第 26 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第 59 条の 10 及び第 59 条の 11 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 65 条第 1 項の規定による届出について適用する。

3 新規則第 59 条の 29 から第 59 条の 31 まで及び第 59 条の 34 の規定は、施行日から起算して 14 日を経過する日以後に土地の形質の変更に着手する者について適用する。

4 新規則第 88 条の 2 の規定は、施行日以後に行われる条例第 141 条の 4 第 1 項の規定による届出について適用する。

5 新規則第 90 条の 2 第 1 項の規定は、施行日以後に行われる条例第 146 条の 2 の規定による報告について適用する。